

町民税・県民税(住民税)の計算方法

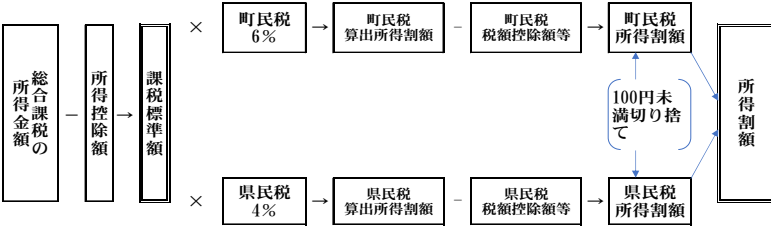
町・県民税には均等割額と所得割額があり、その合計額が年税額となります。

【均等割】一律に課税されるもので、町民税は3,000円、県民税は1,000円です。

【所得割】前年の所得などに応じて課税されます。

【森林環境税(国税)】1,000円

●所得割額の計算方法は以下の順序によります。ただし分離課税の対象となる所得のある場合は計算方法が異なります。



■所得控除及び税額控除について

A: 所得控除

事業専従者	青色申告	実際の給与額	控除額
	白色申告	最高額50万円(配偶者は86万円)	障害者控除 26万円
雑損	(実質損失額-総所得金額等の合計額×10%) または(災害関連支出の金額-5万円)のうち いずれか高い方の金額		(特別障害者の場合) 30万円 (同居特別障害者の場合) 53万円
			寡婦控除 26万円
社会保険料等	支払金額 (各種健康保険・国民年金・小規模企業共済等)		ひとり親控除 30万円
			勤労学生控除 26万円
新契約 生命保険料	支払金額		扶養控除
	12,000円以下		全額
	12,000円超 32,000円以下		支払額の1/2+ 6,000円
	32,000円超 56,000円以下		支払額の1/4+14,000円
	56,000円超		28,000円
	15,000円以下		全額
	15,000円超 40,000円以下		支払額の1/2+ 7,500円
	40,000円超 70,000円以下		支払額の1/4+17,500円
	70,000円超		35,000円
			基礎控除
一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料について、それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額 70,000円)			あなたの合計所得金額
一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 28,000円)			900万円以下

地震保険料	あなたの合計所得金額		控除額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	1,500万円超
旧長期契約	あなたの合計所得金額		一般 33万円	22万円	11万円
			老人 38万円	26万円	13万円
医療費控除	あなたの合計所得金額		所得金額		
			控除額		
	48万円超 95万円以下		33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
セルフメディケーション税制	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円

B: 配当控除(税額控除) (%)

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6	1.2	0.8	0.6	0.4	0.3
外貨建等以外の証券投資信託	0.8	0.6	0.4	0.3	0.2	0.15
外貨建等証券投資信託	0.4	0.3	0.2	0.15		

C: 配当割額又は株式等譲渡所得割額控除(税額控除)

配当割額又は株式等譲渡所得割額	町民税	県民税
		3/5

D: 外国税額控除(税額控除)

所得税控除限度額	町民税	県民税
		18%

E: 税率

均等割	町民税	県民税			
		3,500円	1,500円		
所得割	町民税	県民税			
総合課税分	町民税	県民税			
	6%	4%			
申告分離課税分	土地建物等の短期譲渡所得	一般分	5.4%	3.6%	
		軽減分	3%	2%	
	土地建物等の長期譲渡所得	一般分	3%	2%	
		特定分	2万円以下の部分	2.4%	1.6%
		2万円超の部分	3%	2%	
		軽減分	6万円以下の部分	2.4%	1.6%
	6万円超の部分	3%	2%		
	上場株式等の譲渡所得・配当所得等		3%	2%	
		一般株式等の譲渡所得	3%	2%	
		先物取引に係る雑所得等	3%	2%	

F: 住宅借入金等特別税額控除(税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額	町民税	3/5	県民税	2/5
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には「100分の5」と「100分の7」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額				
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額または平成19年もしくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)				
② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)				

G: 調整控除(税額控除)

合計課税所得金額が200万円以下の場合	町民税	3/5	県民税	2/5
次の①と②のいずれか少ない額の5%(県民税2%・町民税3%)に相当する金額				
① 下記(表1)の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額				
② 合計課税所得金額				
合計課税所得金額が200万円超の場合				
次の①から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%・町民税3%)に相当する金額				
① 下記(表1)の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額				
② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額				
※合計課税所得金額・・・課税標準額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額				
※合計所得2,500万円超の場合、調整控除の適用はありません。				

H: 寄附金税額控除(税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税4%、町民税6%に相当する金額	町民税	3/5	県民税	2/5
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金				
2 住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金				
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの				
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの				
ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税5分の2、町民税5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)				
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額				割合
0円以上 195万円以下				84.895%
195万円超 330万円以下				79.79%
330万円超 695万円以下				69.58%
695万円超 900万円以下				66.517%
900万円超 1,800万円以下				56.307%
1,800万円超 4,000万円以下				49.16%
4,000万円超				44.055%
0円未満(課税山林所得金額および課税退職所得金額を有しない場合)				90%
0円未満(課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合)				地方税法に定める割合
「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合は、申告特例控除額を加算した金額				

【所得税との人的控除額の差】(表1)

※人的控除額…基礎控除、配偶者控除に代表される本人や家族の状況による所得控除

控除の種類	あなたの合計所得金額		控除額	控除の種類	控除額	
	900万円以下	900万円超 1,000万円以下				
配偶者控除	一般	5万円	扶養控除(1人につき)	一般	5万円	
		900万円超 950万円以下		4万円	特定	18万円
		950万円超 1,000万円以下		2万円	老人	10万円
					同居老親等	13万円
配偶者特別控除	老人(70歳以上)	6万円	障害者控除(1人につき)	普通	1万円	
		900万円以下		10万円	特別	10万円
		900万円超 950万円以下		6万円	同居特別	22万円
		950万円超 1,000万円以下		3万円		
配偶者特別控除	合計所得48万円超 50万円未満	5万円	ひとり親控除	寡婦控除	1万円	
		900万円以下		4万円	父	1万円
		900万円超 950万円以下		2万円	母	5万円
		950万円超 1,000万円以下		2万円	勤労学生控除	1万円
配偶者特別控除	合計所得50万円以上 55万円未満	1万円	基礎控除		5万円	
		900万円以下		3万円		
		900万円超 950万円以下		2万円		
		950万円超 1,000万円以下		1万円		
※配偶者特別控除適用時は、配偶者合計所得が55万円未満の場合のみ、調整控除が適用されます。						

【お問い合わせ先】
北島町役場税務課
住民税係
電話 088-698-9803